

【1】サンガという語の用法

[1] 本題に入る前に、まずサンガについての基本的なところから考えてみよう。「サンガ」という言葉にはさまざまな用法があり、用法によってはそれぞれに内包するものが異なる。詳しいことは後の機会に別の論文にするつもりであるが、この用法を次の4つにまとめて大過ないであろう。

なおサンガには「比丘サンガ」と「比丘尼サンガ」の2種があることはもちろんであるからこれにはふれない。また辞書などには、在家信者たる優婆塞・優婆夷、あるいは見習いの出家修行者である沙弥・沙弥尼や式叉摩那などもサンガに含めて解説されている場合があるが、彼らは基本的にはサンガのメンバーではないから、ここでいうサンガの構成メンバーには含めない。また「現前サンガ」と「四方サンガ」については、すでに「第2論文」において詳しく検討したからここにはふれない。

[1-1] さてサンガという言葉の用法の第1は、羯磨をとり行う機関としてのサンガであって、これがサンガのもっとも基本的な概念である。これは1つの界にいる、すべての比丘あるいは比丘尼が1人の漏れもなく出席しており、もし事情があつて欠席せざるを得ない者があれば委任状が提出されていて、如法な羯磨を執行できる状態にあるサンガをいう。例えば布薩や自恣などの定例行事や、授具足戒や結界・挙罪などの羯磨を行う場合などのサンガは皆これに相当する。ちなみにこれが俗にいうところの「現前サンガ」である。なおこれには、遊行の途中に立ち寄った四方からやって来た比丘や比丘尼たちも含まれる。このようなことを予想しているのが俗にいうところの「四方サンガ」である。

なおサンガは4人以上の比丘あるいは比丘尼の集団から構成されるが、それを執り行う羯磨の種類によって必要な最低限の人数が定められている。このような視点からサンガを分類すると四衆・五衆・十衆・二十衆・過二十衆のサンガになる⁽¹⁾。

(1) 詳しくは拙編『戒律の世界』（溪水社 1993.5）p.023以下を参照されたい。

[1-2] 第2は、1つの界のなかで日常生活を共にする比丘・比丘尼の集団を漠然とサンガとよぶ場合であつて、これが一般的に理解されているサンガである。「論文13」において取り上げた「仏を上首とするサンガ」も、「仏弟子を上首とするサンガ」もこのレベルのサンガであり、「王舎城のサンガ」「コーサンビーのサンガ」などと呼ばれるものもこれに相当する。普通出家修行者の生活は、個人的生活を除いては、食事に招待されるときも遊行も、このサンガを単位として行われる。

第1の羯磨を行いうるサンガは、この生活を共にするサンガが基礎になるのであるが、前項にも書いたように、羯磨を行うときに「客来比丘」があるときには、これもメンバーに加えなければならない。こういう意味では、この第2のサンガを構成する比丘は「旧住比丘」と呼ばれる。

[1-3] 第3は、雨安居を共に過ごした比丘・比丘尼たちを「安居住のサンガ」というような場合のサンガである。これには共に雨安居を過ごしたなら、今現在その界にいない比丘・比丘尼も含まれるし、今現在その界にいても、他の界で雨安居を過ごしてこの界にやって来た比丘・比丘尼は含まれない。もし布施する者が「安居住のサンガ」と指定して布施すれば、これを受ける資格は上記のようなものに限定されることになる。このサンガに意味

があるのは、迦絺那衣という重要なサンガの行事にみられるように、衣類は安居に住した比丘たちにご褒美として布施されることが多く、出家修行者はこの衣類を衣に仕立てて、衣替えした後に遊行に出るという習慣があったからである。

サンガは1つの界にいる全員で構成されなければならないという大前提があるが、もしこの条件が満たされるなら、サンガにはいろいろな形のサンガがありうることになる。布施は布施する者の意志にしたがって配分されるから、理論的にはたとえば3月の段階になって、2008年の元旦に存在していたサンガに布施するということもありうることになる。第3のサンガはこのようなサンガを想定して立てたのである。

[1-4] 以上は仏弟子たちによって構成される普通の意味のサンガであり、本論文ではこれを「一つ一つのサンガ」とか、「個々のサンガ」と表現しているのであるが、もう一つ全く内包が異なる「サンガ」が予想され、それがここで取り上げ、これから詳しく考察しようとする「釈尊のサンガ」である。

[1-5] 細かな議論をすれば、上記のほかにもさらに種々のサンガを挙げることができるが、サンガの理解のためには、これらをおさえておけば十分であろう。

[2] ところで「律蔵」は大きく「経分別」と「犍度」の二つの部分に分けられる。前者は俗にいわれる比丘250戒、比丘尼350戒の条文（結戒）と、それが作られた因縁譚や語句の解説、判例（持犯）などが集められたものであって、すべて出家修行者の個人に係わる生活規定に関するものである。これに対して後者は出家具足戒の与え方、布薩の行い方など、すべて「サンガ」の運営に係わる規定が集められたものである。

もし「サンガ」が大きく、4人以上の比丘・比丘尼から形成される第1、第2、第3の「サンガ」と、そして別に第4の「釈尊のサンガ」に分けられるとするならば、「犍度」はこれらすべてのサンガが対象となっていなければならないはずであるが、しかし実際には第1、第2、第3の「サンガ」に言及されるのみで、第4レベルのサンガには言及されない。そこで第4のようなサンガが存在したという確証がつかめないのである。

しかしながらもし第4のような「サンガ」が存在したとするなら、なぜその運営に関する規則が存在しないのであろうか。しかしながらある意味ではそれは当然のことであったのかも知れない。なぜなら「律蔵」は、民主的な立法機関に諮ることなく、釈尊がいわば専制君主的に、独断的に、仏弟子たちが形成するサンガを自分たちの手で運営するための規則を定められたものであるからである。しかしながら「釈尊のサンガ」の運営方法は、釈尊がこうしようと考えられればそれですむのであるから、それが「律蔵」の規則の中に現れていないのは当然ともいえるからである。

もっとも釈尊が、「釈尊のサンガ」を仏弟子の誰かに譲ろうと考えられたとするなら、やはり規則が必要になったであろう。しかしながら後述するように、釈尊にはそのような気持がなく、「釈尊のサンガ」は釈尊一代で終わったから、その必要もなかったのである。それではなぜ釈尊は「法」のみならず「律」をも専制君主的に定められ、そしてそのサンガを弟子に譲られようとしなかったのかという疑問が生じる。実はここにこそ、「釈尊のサンガ」が曖昧模糊となっている理由も存すると考えられるのであるが、これについては後に詳しく考察する。

[3] このように「釈尊のサンガ」は確かに存在したように思われるが、しかしその確たる証拠を見いだしがたい。したがってもし「釈尊のサンガ」が存在したとしても、その実体は幻のようなものではっきりとしない。

「釈尊のサンガ」とは一体どのようなものであり、なぜそのようなものになったのであろうか。以下に筆者がこれをどのように考えているかを述べてみよう。